



中部電力



中部電力ミライズ

コンプライアンス徹底策について

2023年4月7日

中部電力株式会社
中部電力ミライズ株式会社

- 中部電力および中部電力ミライズは、公正取引委員会（以下「公取委」）より、2023年3月30日に、中部地区等における特別高圧電力および高圧電力の供給に関して、独占禁止法に違反しているとして、中部電力は課徴金納付命令を、中部電力ミライズは排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
- 今回の各命令については、公取委との間で事実認定と法解釈について見解の相違があることから、取消訴訟を提起し司法の判断を求めることとしていますが、公取委より複数の事案に関して独占禁止法違反の疑いを持たれたこと（以下「本件」）を重く受け止めております。
- このため、中部電力および中部電力ミライズは、従来より実施してきた独占禁止法遵守に向けた取り組みをさらに強化する「コンプライアンス徹底策」（以下「本件対策」）を取りまとめました。
- 今後は、本件対策を着実に実施することで、二度と独占禁止法に関する疑いを持たれることがないようにしてまいります。

本件対策の策定プロセス

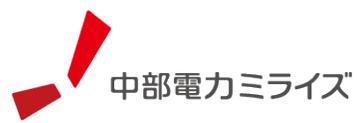


- 本件対策については、中部電力のチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）が議長を務める社内会議において、中部電力ミライズのコンプライアンス推進会議委員を務める外部弁護士にもご参加いただき、議論を尽くしたうえで、中部電力および中部電力ミライズの取締役会で審議・決定いたしました。
- また、本件対策の取りまとめにあたっては、長島・大野・常松法律事務所の独占禁止法・会社法・危機管理を専門とする弁護士から、これまでの中部電力および中部電力ミライズの独占禁止法遵守に関する体制や取り組み、関連部門へのインタビュー内容等を踏まえたアドバイスをいただき、その内容も踏まえて策定しております。

法律事務所	担当弁護士
長島・大野・常松 法律事務所	岩崎 友彦 弁護士（会社法） 井本 吉俊 弁護士（独占禁止法） 福原 あゆみ 弁護士（危機管理） 他 4名の弁護士

- 本件は、競合他社との間で面談等が行われていたことに端を発しており、こうした接触から公正取引委員会による疑いを持たれ、複数回の立入検査に至ったと考えられます。
- 今後、このような疑いを持たれることがないようにするため、電気事業制度や事業環境の変化にあわせて、コンプライアンス意識を常にレベルアップしていく必要があります。
- 中部電力グループは、公益事業者として公正・透明な経営によりステークホルダーからの信頼を得ることの重要性が高いことを踏まえ、独占禁止法遵守のため、今後もコンプライアンス意識のたゆまぬ向上に取り組んでまいります。
- また、コンプライアンス意識は、組織風土とも相互に深く関連しているため、本件対策の実施にあたっては、より良い組織風土づくりにも取り組んでまいります。
- さらに、本件対策については、引き続き第三者である長島・大野・常松法律事務所の定期的な点検やアドバイスを受けながら、継続的にPDCAサイクルを回すことにより、実効性を強化してまいります。

コンプライアンス徹底策の概要（1）



1. コンプライアンス意識の深化

項目	内容	対象
(1)コンプライアンス意識向上プログラム	<ul style="list-style-type: none">外部専門家による講演会や研修、少人数ディスカッション等を実施し、独占禁止法違反およびその疑いを持たれた場合のリスクや影響等を再確認し、独占禁止法遵守の意識を変革【継続（強化）・新規】独占禁止法遵守の決意表明および管下従業員へのメッセージ発信を行い、自ら率先垂範【継続（強化）・新規】	役員、 販売部門 等の管理 職員
(2)研修・教育の実効性向上	<ul style="list-style-type: none">役職員の階層・職種等に応じた具体的なリスク事例等を盛り込むとともに、理解度チェックを適宜実施し、知識およびリスク認識を向上【継続（強化）・新規】研修受講後に独占禁止法遵守についてコミットし、違反した場合は社内規程に基づく処分対象となる旨を周知【新規】	全役職員
(3)行動チェックポイントの実践	<ul style="list-style-type: none">独占禁止法遵守に関する「行動チェックポイント」を策定し、それを記載したリーフレットの携帯、唱和等を行うことで、さらなる意識向上・風化防止【新規】	全役職員

2. 独占禁止法遵守の仕組みの強化

項目	内容	対象
(1) 競合他社との接触ルールの運用強化	➤ 競合他社との接触に関する規程に基づく取扱い※の徹底、特に旧一般電気事業者・一般ガス事業者に係る運用を厳格化【継続（強化）】 ※ 競合他社との接触は禁止、業務上接触の必要がある場合には目的・理由・第三者の同席の有無等を申請して事前承認を受けるとともに事後報告を行う等	役員、 管理職員
	➤ 実効性向上や形骸化防止等の観点から、運用方法やルールを定期的に確認・見直し【継続（再徹底）】	
	➤ 役職員への接触に関するアンケートや定期的なモニタリング（AIの活用を含む）等を実施し、ルールの遵守・運用状況等を確認【継続（強化）・新規】	全役職員
	➤ 会社所定の方法（社用メール等）以外での競合他社との連絡禁止【新規】	
	➤ ルールの整備・運用状況に関する内部監査を実施【中部電力：2022年度、中部電力ミライズ：2023年度（予定）】	—

コンプライアンス徹底策の概要（3）



項目	内容	対象
(2)内部通報制度の強化	<ul style="list-style-type: none">➤ 独占禁止法違反リスクの早期発見および関係者による調査協力の確保を図るため、社内リニエンシー制度を導入【新規】	全従業員
(3)牽制機能の強化	<ul style="list-style-type: none">➤ 取締役会直下にコンプライアンス推進会議を設置するとともに、コンプライアンス推進の責任者としてチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を設置し、コンプライアンスの推進状況等を取締役会が監督【継続（再徹底）】➤ 事業部門への適切な牽制とコンプライアンス徹底策の確実な実行のため、法務・コンプライアンス部門の体制を強化【継続（強化）】	—

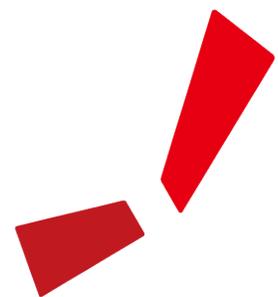
コンプライアンス徹底策の概要（４）

3. より良い組織風土の醸成

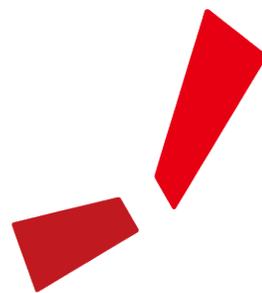
項目	内容	対象
(1)風通しの良い職場づくり	<ul style="list-style-type: none">➤ 各職場でコンプライアンス・アクションプランを策定し、職場ごとに自律的な取り組み（ディスカッション等）を実施するとともに、取り組み内容を共有・水平展開【継続（再徹底）】➤ 上司・部下間での1on1ミーティングの定期的な実施【継続（再徹底）】	全役職員
(2)風化防止	<ul style="list-style-type: none">➤ 独占禁止法遵守の日（または強調月間）を設定し、全社的な取り組みや職場での活動等により、独占禁止法遵守に係る諸施策の形骸化防止【新規】	—

4. コンプライアンス徹底策のPDCA

項目	内容	対象
外部専門家による点検・内部監査	<ul style="list-style-type: none">➤ コンプライアンス徹底策のさらなる実効性強化に向け、取締役会の監督のもと、外部専門家による定期的な点検や内部監査による有効性評価と改善に向けた提言を踏まえたPDCAの実践・継続【新規】	—



中部電力



中部電力ミライズ”